

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

平成 23 年度厚生労働省関係予算要望事項

特定非営利活動法人全国LD親の会
理事長 内藤 孝子

【厚生関係】

1. 発達障害の早期発見・早期発達支援のための実施体制の確立
 - (1) 早期発見のための取り組みの強化
 - ・乳幼児健診内容の整備（健診、問診票の見直し）
 - ・乳幼児健診従事者（医師・保健師など）のスキルアップ
 - ・3歳児健診以降就学前までの健診体制の整備
 - (2) 早期発達支援の充実
 - ・療育機関の増設等、児童デーサービスの充実等、地域（市町村）で総合的に支援できる体制整備への支援
 - ・地域格差の解消
2. 発達障害の専門医師の養成や保健師等関係者に対する発達障害についての研修の充実
 - (1) 専門の医師（小児医療、精神医療等）の養成
 - (2) 保健師・看護師・療育等関係者に対する研修の充実
 - (3) 一般診療機関（眼科、耳鼻咽喉科等）の医師や歯科医の研修の充実
3. 乳幼児から成人までの発達障害に対応できる医療機関の拡充
 - (1) 診断できる医療機関の拡充
 - ・乳幼児・児童期・・・一次診断待機状態の解消、子どもの心の診療拠点病院の拡充
 - ・成人期・・・診断機関の確保
 - (2) 専門的な医療機関の確保と一般への周知
4. 保育所・保育園における発達障害に対する適切な対応のための諸施策の実施
 - (1) 保育士に対する発達障害についての研修の充実
 - (2) 保育所・保育園の支援体制の整備
 - ・管理職に対する発達障害についての理解啓発
 - ・私立保育園に対する発達障害についての理解啓発
 - (3) 児童相談所、保健所・保健センター、小学校との連携
5. 発達障害者の地域支援体制の拡充：個々のニーズに応じた支援体制の拡充
 - (1) アセスメントやモニタリング方法の開発や実施する専門家の養成
 - (2) 「個別の支援計画」や「支援シート」の活用
6. 発達障害者の地域支援体制の拡充：個々のニーズに応じた支援体制の拡充
 - (1) アセスメントやモニタリング方法の開発や実施する専門家の養成
 - (2) 「個別の支援計画」や「支援シート」の活用発達障害支援センター事業の拡充
7. 発達障害の成人のための体制の整備

- (1) 医療・保健、福祉、労働機関に対する理解啓発と研修
- (2) 医療・保健、福祉、労働機関の連携の強化
- (3) 在宅者への体制整備の充実
 - ・青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業の拡充
(医療・保健、福祉、労働等の関係機関の連携のもとでの自立訓練、就労移行支援などの体制整備)

8. 発達障害児者への家族支援と本人支援の地域での提供

- (1) ペアレント・トレーニング、ペアレント・メンター事業の実施
- (2) 市町村等による実施、NPOや親の会の事業支援

9. 長期的な展望に立った発達障害の専門的人材の育成と、専門職の位置づけの明確化

- (1) 各種の専門職の多層構造化等による体系化
- (2) 専門性や経験に応じた処遇体系の改善障害基礎年金などによる所得保障制度の拡充

10. 発達障害が「障害者自立支援法」の対象である事を周知・徹底すること

- (1) 地方公共団体向けの、取扱要領の作成・配布や研修の実施など
- (2) サービスの障害別格差や地域間格差の是正
- (3) 医師・認定調査員の発達障害に対する研修の充実

11. 一生涯を通じた支援体制の確立

- (1) 関係行政機関、地方公共団体との連携の強化

12. 国民に対する発達障害への理解、啓発の促進

- (1) 発達障害情報センターの充実

【労働関係】

1. 発達障害を「障害者の雇用の促進に関する法律」の対象に加えること

- (1) 発達障害者の雇用の義務（雇用率のカウント、雇用義務）
- (2) 発達障害者雇用開発助成金事業の拡充、条件の緩和

2. 雇用・就業関係機関職員や事業所に対する発達障害関係の研修の充実

- (1) 発達障害者就労支援者育成事業の拡充
- (2) 公共職業安定所の職員に対する研修
- (3) 障害者就労支援機関の職員に対する研修
- (3) 若年就業支援機関の職員に対する研修
- (4) 事業所に対する雇用管理のノウハウの普及啓発

3. 相談体制の整備と多様かつ効果的な職業訓練、職場実習制度の充実

- (1) 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの拡充
 - ・職業適性を見つけるための多様な事業所での職場体験事業実施
 - ・就職チューターの増員と発達障害についての研修の充実
- (2) 地域障害者職業センターでの発達障害者に対する職業リハビリテーションの充実
 - ・一人ひとりの支援ニーズに対応したサポートプログラムの開発
 - ・発達障害者に対する専門的支援の試行実施の拡充
(実施地区の拡大、LD・ADHDに対する試行実施)
- (3) 公共職業安定所におけるきめ細かな相談と関係機関との連携

- ・ケースワーク方式による職業指導の実施の徹底
- (4) 都道府県単位の障害者能力開発施設での職業訓練の実施
 - ・発達障害対象の訓練コースの設置
- (5) 公共職業能力開発施設での職業訓練モデル事業の拡充
 - ・実施県の拡充（21年度 10箇所）
 - ・一人ひとりの支援ニーズに対応した職業訓練
- (6) 多様なニーズに対応した委託訓練の拡充
 - ・委託訓練対象者数の増員（21年度 9550人）
- (7) 発達障害者の職域拡大のための訓練カリキュラムの開発
- (8) 若年者に対して、地域の実態に応じた職業準備教育、就労支援の多様な場の創出

4. 発達障害者の雇用機会の拡大

- (1) 「障害者試行雇用（トライアル雇用）事業」の拡充促進
 - ・対象人数の拡大（20年度 9,500人）
 - ・職場実習制度の事業化（多様なニーズに対応した委託訓練との連携）
- (2) 地域障害者職業センターにおける職場適応援助者（ジョブコーチ）事業の充実
 - ・ジョブコーチの増員
 - ・ジョブコーチの発達障害に対する研修の充実
 - ・他機関との連携による継続的な支援
- (3) 公共職業安定所と地域就労支援機関との連携の強化
- (4) 求職者と企業とのマッチング支援ツールの活用促進

5. 障害者就業・生活支援センター事業の拡充と整備

- (1) 障害者就業・生活支援センターの拡充と一体的支援の充実
 - ・センターの増設
 - ・職員の増員、長期的展望に基づく育成、処遇改善
 - ・職員の発達障害に対する研修の充実
 - ・実施体制の充実及び職場定着機能の強化

6. 公的機関における発達障害のある人の雇用の促進

- (1) 発達障害をチャレンジ雇用等の対象とすること
- (2) 発達障害者の雇用について数値目標を立て、取り組むこと